

**甲賀市地域情報基盤（施設等） 民間移行事業に関する
公募実施要領**

令和 7 年（2025 年）1 月

甲賀市

目次

1	公募概要	1
(1)	事業の名称	1
(2)	事業・公募の目的	1
(3)	事業概要	2
(4)	スケジュール	7
2	応募手続き	10
(1)	一般説明会	10
(2)	応募要件・資格確認書類	10
(3)	資格確認書類の作成方法	12
(4)	提出方法・期限	13
(5)	応募要件適否の通知・初期開示資料等の送付	13
3	選定手続き	14
(1)	選定手続きの概要	14
(2)	選定委員	14
(3)	審査基準・配点	15
(4)	追加資料開示	15
(5)	公募手続き等に関する質問（1回目）	15
(6)	個別対話	16
(7)	公募手続き等に関する質問（2回目）	16
(8)	企画提案	17
(9)	プレゼンテーション・ヒアリング	20
(10)	選定結果	21
4	契約手続き	22
(1)	基本協定書	22

(2)	株式譲渡契約書	22
(3)	地域情報基盤施設譲渡契約書	22
(4)	個別契約書	22
5	その他	24
(1)	注意事項	24
(2)	失格事由	25
(3)	事務局・問合せ先	25

1 公募概要

(1) 事業の名称

甲賀市地域情報基盤（施設等）民間移行事業

(2) 事業・公募の目的

甲賀市（以下「本市」という。）では、平成23年度より地域情報基盤整備事業を開始し、市内全域に光ファイバーケーブルの整備や、関連する第三セクター（株式会社あいコムこうか（以下「あいコムこうか」という。）との連携により、光インターネットサービス、ケーブルテレビ、IP電話及び音声放送端末機による情報伝達の仕組みを確立した。

これにより、市内全域で高速ブロードバンドによるインターネット利用や、地上デジタル放送の視聴が可能となる他、緊急地震速報やJ－ALERTR等の安全安心情報の伝達も可能となった。

一方で、地域情報基盤整備事業は、光ファイバーケーブルや設備機器、音声放送端末機等の老朽化に伴い、今後、多額の機器更新に係る負担の発生が見込まれる他、利用者ニーズの変化や急速な技術革新にも対応が必要となる等の課題も抱えていることから、「公設光ファイバーケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン（総務省・総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課・ブロードバンド整備推進室）」を踏まえ、本市の地域情報基盤施設の今後のあり方について、令和4年度に、市民・有識者等による「甲賀市地域情報基盤のあり方審議会」へ諮問した結果、『「地域情報基盤施設の管理に精通した民間電気通信事業者（第三セクター（あいコムこうか含む）」に譲渡する方法』が、甲賀市の財政負担を抑えることができ、市民ニーズに柔軟に対応ができる方法である』との答申がなされた。

本市としては、上記の答申を踏まえ、令和5年度より地域情報基盤施設の民間移行について検討を開始したが、一方で、あいコムこうかは、その検討の方向性に大きく左右されることから、地域情報基盤施設とあいコムこうかを一体的に検討を深めていくことが重要と判断し、「①市民の情報通信環境の向上、②あいコムこうかの発展、③本市の持続可能な運営」に向け、令和6年12月に、あいコムこうかの今後を含む地域情報基盤全体の民間移行を令和9年4月1日に実施する方向性を定めた。その上で、令和7年4月に、甲賀市地域情報基盤（施設等）の民間移行に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定した。

基本方針のURL

https://www.city.koka.lg.jp/secure/40458/kihonhoushinR7_0801.pdf

このことにより、甲賀市地域情報基盤（施設等）民間移行事業（以下「本事業」という。）を進めるにあたり、基本方針に基づいた上で最優秀候補者を選定するため、甲賀市地域情報基盤（施設等）民間移行事業に関する公募実施要領（以下「本要領」という。）では選定に必要な事項を定めるものである。

(3) 事業概要

本市は、基本方針に基づき、本市が所有する地域情報基盤施設をあいコムこうかへ譲渡し、かつ、本市が保有するあいコムこうか株式を本要領に基づき最優秀候補者を選定する手続き（以下「本公募手続き」という。）により選定された民間電気通信事業者へ譲渡して筆頭株主を本市から民間電気通信事業者に交代することにより、地域情報基盤全体の民間移行を実現するものである。

① 地域情報基盤整備事業の概要

ア 目的

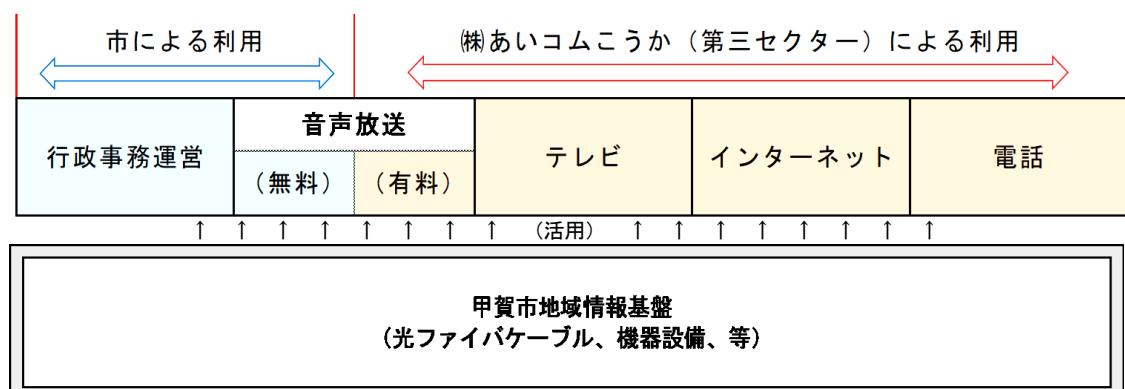
- 地域情報ネットワーク網を活用し、人の絆・地域力の向上
 - 有事の際における、初期情報伝達手段の一元化、防災体制の強化

イ 整備内容

- 市内全域に市独自の光ファイバー網を整備
 - 音声放送端末機を各戸に設置、市内各所に屋外拡声器を設置
 - あいコムこうか（旧市内通信事業者が統合設立）による各種情報サービスの展開
 - 市独自の地域情報サービスの実施（地域情報番組・危険箇所監視カメラ等）

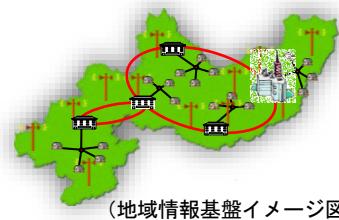
(※整備した光ファイバー網や機器等は、本市の所有となっている)

ウ 地域情報基盤の利用（活用）形態



工 幹線整備

平成23年度着手 → 平成28年度終了（面整備）



才 総事業費

平成23年度～平成28年度（当初整備） 約40億円

力 施設（設備）概要（市所有管理）

【施設状況（令和7年3月31日現在）】

○ 光ファイバー幹線網	約900km
○ 光ドロップケーブル引込線（各戸への引込線）	約1,500km
○ 通信局舎（センター1施設・サブセンター4施設）	5個所
○ 音声放送端末機設置数	20,780台
○ 屋外拡声器	229個所
○ 危険個所監視カメラ	30個所



(光ファイバー幹線)



(屋外拡声器)



(危険個所監視カメラ)



(通信局舎（設備機器）)



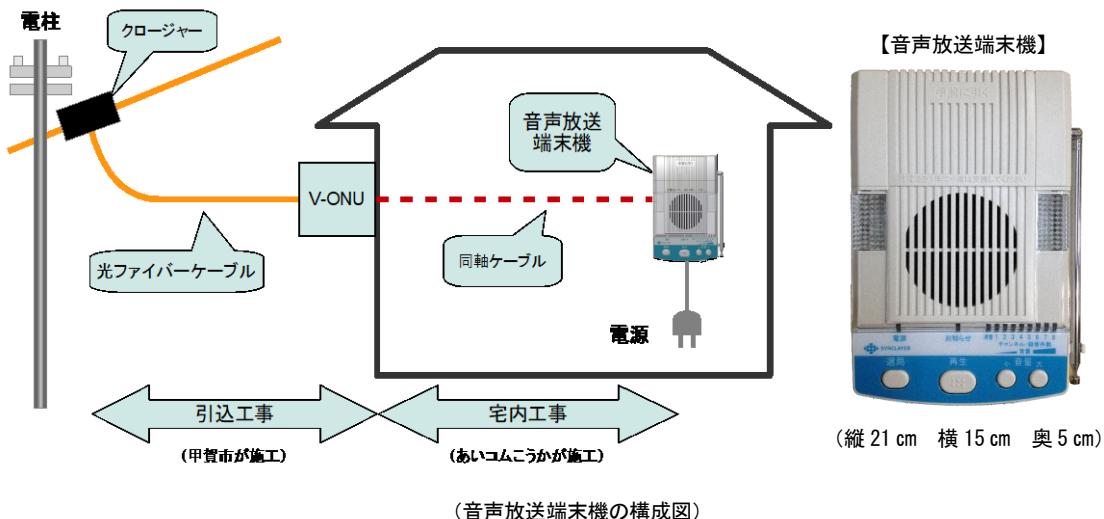
(音声放送端末機)

キ 地域情報基盤を活用した「音声放送端末機」

(ア) 音声放送端末機とは

- 緊急放送や安全安心情報、市や地域からのお知らせ等を無料で放送

- あいコムこうかの有料サービスとして、おくやみ情報等の生活情報を放送
- 甲賀市地域情報基盤管理規則に基づき住民基本台帳の1世帯につき1台設置



(イ) 音声放送端末機の放送内容

- 緊急地震速報、J-ALETR情報、避難勧告、特別警報等の緊急の情報を最大音量で放送（屋外229箇所に設置した拡声スピーカーと一緒に放送）
- 安全安心情報、生活情報、断水情報、火災情報等の注意情報を通常音量で放送
- 地域コミュニティ推進を目的に、ページング放送により、区・自治振興会等が地域内限定で情報を放送（ページング利用件数：月100件程）

(ア) 音声放送端末機の機能

- 緊急放送時は大型ランプが点滅し、自動的に最大音量で放送
- 内蔵されている乾電池により、停電時も放送を受信可能
- 5件分の放送を録音・再生可能
- 3局のFM放送受信により、大規模災害時における臨時放送の受信が可能

(エ) 音声放送端末機の設置状況

令和7年3月31日現在、20,780件（54%）の設置

地域	世帯数 (R7. 3. 31)	音声放送			
		無料	有料付	計	割合
水口地域	17,928	5,438	2,531	7,969	44%
土山地域	3,032	395	1,698	2,093	69%
甲賀地域	3,659	610	2,083	2,693	74%
甲南地域	8,715	4,026	838	4,864	56%
信楽地域	4,831	794	2,367	3,161	65%
甲賀市（計）	38,165	11,263	9,517	20,780	54%

ク 地域情報基盤を活用した行政放送（令和7年4月1日現在）

(ア) 市情報番組（あいコムこうかへ放送委託）

- 「きらめきこうか」
- 「議会中継（112ch）」

…市議会会期中における中継LIVE



（本会議、各委員会）



(イ) データ放送（あいコムこうかを経由して放送）

- 市からの情報

…市事業・イベント情報



（データ放送画面）

- 「お誕生・おくやみ情報」

- その他情報

…地域イベント情報

- ライブカメラ

…市内18箇所の河川等ライブ映像

② 株式会社あいコムこうかの概要

- 法人名 株式会社あいコムこうか
- 所在地 滋賀県甲賀市土山町北土山1715番地
- 設立年月日 平成23年12月1日
- 資本金 30,000千円
- 株主 甲賀市

- 業務内容
 - ・放送法による放送事業
 - ・電気通信事業法による電気通信事業
 - ・地域コミュニティの育成及び安全安心のまちづくりに寄与する放送事業並びに電気通信事業
 - ・公共からの告知事項の伝達放送及び広報事項の放送 他
- 会社の公式ホームページ：<https://www.aicom-koka.jp/about>

③ 地域情報基盤施設及び株式会社あいコムこうか株式の譲渡の概要

概要は次の通りとし、以下、「甲賀市地域情報基盤施設（施設等）民間移行事業に関する基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）」、「甲賀市地域情報基盤施設譲渡仮契約書（案）（以下「地域情報基盤施設譲渡仮契約書（案）」という。）」、「甲賀市株式譲渡仮契約書（案）（以下「株式譲渡仮契約書（案）」という。）」及び「個別契約書（案）」については、2(5)③に示すとおり、応募要件を満たす民間電気通信事業者に対して応募要件適否の通知とあわせて送付する。

ア 地域情報基盤施設の譲渡及び譲渡条件

本市は、基本方針に基づき、本市が所有する地域情報基盤施設（音声放送端末機、屋外拡声器、危険個所監視カメラを除く。）をあいコムこうかに譲渡する。

地域情報基盤施設の譲渡に関する条件は、「甲賀市地域情報基盤（施設等）民間移行事業に関する事業仕様書（案）（以下「事業仕様書（案）」という。）」並びに「基本協定書（案）」及び「地域情報基盤施設譲渡仮契約書（案）」を参照すること。

イ あいコムこうか株式の譲渡並びに譲渡条件及び譲渡方法

本市は、基本方針に基づき、本市が保有するあいコムこうか株式200株のうち180株（持分全体の90%）を、本公募手続きによって選定され、かつ、本市との間で「基本協定書（案）」を締結した民間電気通信事業者に譲渡する。本公募手続きではプロポーザル方式を採用する。

あいコムこうか株式の譲渡に関する条件は、「事業仕様書（案）」並びに「基本協定書（案）」及び「株式譲渡仮契約書（案）」を参照すること。

ウ 地域情報基盤施設の譲渡及びあいコムこうか株式の譲渡の関係

本市によるあいコムこうかへの地域情報基盤施設の譲渡及び本公募手続きによって選定され、かつ、本市との間で「基本協定書（案）」を締結した民間電気通信事業者に対するあいコムこうか株式の譲渡は同時（令和9年4月1日）に行われるものとし、一方が実施されないときは、他方の譲渡の効力は生じないものとする。

エ 移行に要する費用

地域情報基盤施設の譲渡及びあいコムこうか株式の譲渡を含む民間移行に要する費用は、通常予測しえない事情による費用を除き、本公募手続きによって選定され、かつ、本市との間で「基本協定書（案）」を締結した民間電気通信事業者及びあいコムこうかが負担するものとする。

通常予測しえない事情により生じた費用については、本市と民間電気通信事業者及びあいコムこうかは協議の上、その負担者及び割合を定める。

オ 本市のあいコムこうかに対する委託業務等の取り扱い

現在、本市があいコムこうかに対して委託をしている音声放送端末機や屋外拡声器及び危険個所監視カメラの管理運営業務等については、4を参照するとともに、契約内容の詳細は、「事業仕様書（案）」及び「個別契約書（案）」を参照すること。

（4）スケジュール

事項	年月日	備考
公募開始（公告）	令和7年12月22日（月）	
一般説明会参加申込の受付期間	令和8年1月6日（火）から 令和8年1月9日（金）まで	一般説明会申込書（様式第1号）を電子メールで提出すること
一般説明会	令和8年1月15日（木）	
参加表明書兼宣誓書、その他資格確認書類の受付期間	令和8年1月6日（火）から 令和8年1月23日（金）まで	参加表明書兼宣誓書（様式第2号）及び事業実績調書（様式第3号）その他必要な書類を簡易書留又は持参により提出すること
応募要件適否の通知 初期開示資料の送付	令和8年1月30日（金）	応募要件確認通知書（様式第4号）を書面にて通知
応募要件非適格者の説明要求期間	通知を受け取った日から7日以内	応募要件確認結果説明依頼書（様式第5号）を電子メールで提出すること
追加資料の開示受付期間（随時受付）	令和8年2月2日（月）から 令和8年5月20日（水）まで	追加資料開示依頼票（様式第6号）を電子メールで提出すること
公募手続等に関する質問票（1回目）の受付期間	令和8年2月2日（月）から 令和8年2月16日（月）まで	公募手続等に関する質問票（様式第7号）を電子メールで提出すること
1回目質問に対する回答	令和8年2月26日（木）	電子メールで一斉回答
個別現地視察（1回）	視察希望日の原則7日前まで	個別現地視察申込書（様式第8号）

目) の申込	に申込	を電子メールで提出すること
個別現地視察（1回目）	令和8年2月26日(木)から 令和8年3月11日(水)まで	
個別対話参加申込の受付期間	令和8年3月6日(金)から 令和8年3月11日(水)まで	個別対話参加申込書（様式第9号） を電子メールで提出すること
個別対話参加日程の通知	令和8年3月13日(金)	日程を電子メールで通知
個別対話事前提出物の送付期間	令和8年3月6日(金)から 令和8年3月19日(木)まで	個別対話参加者名簿（様式第10号）及び個別対話の事前質問書（様式第11号）を電子メールで提出すること
個別対話の事前質問書に対する回答	令和8年4月6日(月)	電子メールで一斉回答
個別対話実施	令和8年4月7日(火)から 令和8年4月16日(木)まで	対面で実施
個別対話時質問事項への回答 関連資料の修正版の公表	令和8年4月21日(火)	電子メールで一斉回答 本市ホームページで公表
公募手続等に関する質問票（2回目）の受付期間	令和8年4月22日(水)から 令和8年5月19日(火)まで	公募手続等に関する質問票（様式第7号）を電子メールで提出すること
追加資料の最終開示日	令和8年5月29日(金)	
2回目質問に対する回答	令和8年6月1日(月)	電子メールで一斉回答
個別現地視察（2回目）の申込	視察希望日の原則7日前までに申込	個別現地視察申込書（様式第8号） を電子メールで提出すること
個別現地視察（2回目）	令和8年6月1日(月)から 令和8年6月26日(金)まで	
企画提案書の受付期間	令和8年6月1日(月)から 令和8年6月30日(火)まで	企画提案書（様式第12号）を簡易書留又は持参により提出すること
提案辞退の期限	令和8年6月30日(火)	辞退届（様式第13号）を簡易書留又は持参により提出すること
プレゼンテーション・ヒアリング（審査実施）	令和8年8月19日(水) 及び令和8年8月20日(木)	
最優秀候補者の決定	令和8年8月28日(金)	
選定結果の通知	令和8年9月10日(木)	選定結果通知書（様式第14号）を

		書面にて通知 本市ホームページで公表
最優秀候補者以外の者の説明要求期間	通知を受け取った日から7日以内	選定結果説明依頼書（様式第15号）を電子メールで提出すること
基本協定の締結	令和8年9月30日(水)	基本協定締結後、令和9年3月末まで移行準備期間
株式の譲渡及び地域情報基盤施設の譲受に係るあいコムこうか取締役会審議	令和8年10月	
株式譲渡仮契約の締結	令和8年11月	本市と民間電気通信事業者で締結
地域情報基盤施設譲渡仮契約の締結	令和8年11月	本市とあいコムこうかで締結
株式及び地域情報基盤施設の譲渡に係る市議会審議	令和8年12月	議案が甲賀市議会で議決された場合に仮契約は本契約としての効力を生じる
株式及び地域情報基盤施設の譲渡	令和9年4月1日(木)	

※スケジュールは現時点の予定のため、その後の状況等により変更となる場合がある。

2 応募手続き

(1) 一般説明会

本公募手続きについて、一般説明会を開催する。一般説明会では、本事業及び本要領の概要を説明するとともに、地域情報基盤施設及びあいコムこうか本社の見学を行う。参加希望者は、以下のとおり申込みをすること。

なお、一般説明会への参加に関わらず、参加表明書兼誓約書（様式第2号）の提出は可能であり、不参加をもって審査上、不利になることはない。

① 申込方法

- ア 一般説明会申込書（様式第1号）に必要事項を記載の上、事務局あて電子メールにてファイル添付により提出すること。
- イ 件名を「甲賀市地域情報基盤（施設等）民間移行事業 一般説明会参加申込」とすること。

② 申込期間

令和8年1月6日(火)から令和8年1月9日(金)まで

③ 日時・場所

- ア 日時：令和8年1月15日(木) 午後1時00分から午後4時30分まで
- イ 場所：土山開発センター、あいコムこうか本社、甲賀市土山地市民センター内サーバ室、甲賀サブセンター

※当日開始時刻までに、土山開発センター（滋賀県甲賀市土山町北土山1715番地）に集合すること。

※参加可能人数は、1者あたり3名までとする。

※移動は各自で行うこと。

(2) 応募要件・資格確認書類

本公募手続きに参加する資格を有する者は、下記の番号1から12までに掲げる応募要件を全て満たす者であること。

また、各応募要件を満たしていることを確認する書類は、下記の資格確認書類の通りとする。

番号	応募要件	資格確認書類
1	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。	参加表明書兼宣誓書（様式第2号）
2	甲賀市建設工事等入札参加停止基準に基づく	参加表明書兼宣誓書（様式第

	入札参加停止を現に受けていない者であること。 また、国及び滋賀県において入札参加停止に準ずる措置を現に受けいない者であること。	2号)
3	会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。ただし、更生計画又は再生計画の認可を受けている者を除く。	履歴事項全部証明書
4	自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のアからカまでのいずれにも該当しないこと。 ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用してゐる者 エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者 オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者	参加表明書兼宣誓書（様式第2号）
5	令和6年度における国税、都道府県税及び市区町村税（都道府県税及び市区町村税については、参加表明書兼誓約書（様式第2号）に記載の住所を基準とする。）を完納していること。	未納の税額がないことの証明書
6	経営状況及び経営規模において本業務の遂行に支障がない団体として資本金が5億円以上であること。	履歴事項全部証明書 直近3年間の会社法上の計算書類

7	地方公共団体又は地方自治法第221条第3項の法人から光ケーブル等の情報通信基盤施設を譲り受けた実績（親会社又は子会社の実績を含む。）があること。	事業実績調書（様式第3号）
8	日本国内において、有線テレビジョン放送、光高速インターネット接続サービス及び光電話のいずれか1つ以上のサービスに加入している世帯数が2万以上、かつ伝送路延長1,000キロメートル以上の管理実績があり、本事業にかかる情報通信基盤の設計・施工監理、整備後の保守管理業務を一元的に遂行し、将来にわたってサービスを提供できる者であること。	事業実績調書（様式第3号）
9	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく「電気通信工事」の建設許可業者であって同法第26条の規定に基づく技術者を専任で配置できること。	許可証明書
10	電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者が2名以上在籍していること。	資格者証の写し
11	ISMS適用性評価制度における認証又はプライバシーマークを取得している者であること。	ISMS適用性評価制度認証又はプライバシーマーク取得を証明する書類
12	本市が策定した基本方針を理解し、将来にわたって事業展開ができること。	参加表明書兼宣誓書（様式第2号）

(3) 資格確認書類の作成方法

本公司手続きの応募要件を満たしていると見込まれ、参加する意思がある民間電気通信事業者は、(2)で示した資格確認書類（各証明書は提出期限において3か月以内に発行されたもの、又は有効期間内のものに限る。また、証明書）を下記のとおり提出すること。また、提出にあたっては、法人印鑑証明（提出期限において3か月以内に発行されたものに限る。）を1部添付すること。

なお、資格確認書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第13号）を令和8年6月30日(火)までに提出しなければならない。提出方法は、簡易書留又は持参とし、同日午後5時までに提出しなければならない。

番号	資格確認書類	様式	必要部数
1	参加表明書兼宣誓書	第2号	1部

2	履歴事項全部証明書	一	1部
3	未納の税額がないことの証明書	一	1部
4	直近3年間の会社法で定める計算書類	任意様式	1部
5	事業実績調書	第3号	1部
6	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づく「電気通信工事」に係る許可証明書	一	1部
7	電気通信主任技術者資格者証の写し(2名分)	一	1部
8	ISMS適用性評価制度認証又はプライバシーマーク取得を証明する書類	一	1部

(4) 提出方法・期限

① 提出方法

(2) で示した資格確認書類は、事務局あて簡易書留又は持参により提出すること。また、資格確認書類のデータを保存したCD-R又はDVD-Rを1枚提出すること。なお、郵便事故等については民間電気通信事業者のリスク負担とし、到達しなかったことによる異議申し立てはできない。

② 提出期間

令和8年1月6日(火)から令和8年1月23日(金)午後5時まで(期間内に提出すること)

(5) 応募要件適否の通知・初期開示資料等の送付

- ① 資格確認書類を提出した全ての民間電気通信事業者に対して、令和8年1月30日(金)に応募要件確認通知書(様式第4号)を書面にて通知する。
- ② 応募要件を満たしていることが確認された民間電気通信事業者は、参加事業者となる。
- ③ 参加事業者に対しては、結果通知とあわせて、企画提案等に係る初期開示資料並びに「甲賀市地域情報基盤(施設等)民間移行事業に関する個別対話実施要領(以下「個別対話実施要領」という。)」、「基本協定書(案)」、「地域情報基盤施設譲渡仮契約書(案)」、「株式譲渡仮契約書(案)」及び「個別契約書(案)」を送付する。なお、これらの資料は、本市が使用するオンラインストレージ(どこでもキャビネット)により送付する。
- ④ 応募要件を満たさないと判断された民間電気通信事業者は、応募要件確認通知書を受け取った日から7日以内に、事務局に対して応募要件を満たさなかった理由の説明を求めることができる。希望する民間電気通信事業者は、応募要件確認結果説明依頼書(様式第5号)を事務局あて電子メールにてファイル添付により提出すること。

3 選定手続き

(1) 選定手続きの概要

① 審査方法

本公募手続きにおける最優秀候補者の選定にあたっては、甲賀市附属機関設置条例に基づき設置された「甲賀市地域情報基盤のあり方審議会」(以下「選定委員会」という。)により審査を行う。

審査は、企画提案書に関するプレゼンテーション・ヒアリングを行った後、「甲賀市地域情報基盤（施設等）民間移行事業に関する選定基準書（以下「選定基準書」という。）」に基づき行うものとする。

なお、選定委員会は非公開とする。

② 選定方法

「選定基準書」に基づく、選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）の評価点を合計し、選定委員会の合議の上、総合評価点の最も高い提案を行った参加事業者を最優秀候補者、次点を次点交渉権者として選定する。

ア 選定は総合評価とする。

イ 総合評価点の算出方法は、各選定委員の算術平均とし、小数点第3位を四捨五入する。なお、「選定基準書」において定める品質点が6割に満たない場合は失格とする。

ウ 1者のみの提案であっても、「選定基準書」において定める品質点が6割以上の場合は最優秀候補者とする。

エ 同点の場合は、株式買取価格の最高額を提案した参加事業者を最優秀候補者として決定する。

オ その他選定に必要な事項は、選定委員会において定める。

(2) 選定委員

本公募手続きにおける選定委員の構成は次のとおりとする。

なお、本公募手続きの公告の日から審査結果の通知の日までの期間中、選定委員への接触や他の参加事業者との謀議などにより、審査及び審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正若しくは悪質な行為を行ったときは、失格とする。

選出区分	経歴・所属等
市民	令和4年度 甲賀市地域情報基盤のあり方審議会委員
市民	令和4年度 甲賀市地域情報基盤のあり方審議会委員
学識経験を有する者	公認会計士（日本公認会計士協会京滋会）
学識経験を有する者	立命館大学情報理工学部 准教授 令和4年度 甲賀市地域情報基盤のあり方審議会委員

その他市長が適当と認める者	甲賀市総合政策部 危機・安全管理統括官
その他市長が適当と認める者	甲賀市総合政策部長
その他市長が適当と認める者	甲賀市産業経済部長

(3) 審査基準・配点

選定委員会において用いる審査基準・配点は、「選定基準書」のとおりとする。

(4) 追加資料開示

追加資料開示の依頼を受け付けるため、追加資料開示を希望する参加事業者は、以下のとおり追加資料開示依頼票（様式第6号）を提出すること。

なお、追加開示依頼があった資料について、事務局の判断で開示しない場合がある。

① 提出方法

- ア 追加資料開示依頼票（様式第6号）に必要事項を記載の上、事務局あて電子メールにてファイル添付により提出すること。
- イ 件名を「甲賀市地域情報基盤（施設等）民間移行事業 追加資料開示」とすること。

② 依頼期間

令和8年2月2日(月)から令和8年5月20日(水)まで

③ 開示日

追加資料が用意でき次第、随時開示

最終の開示日は、令和8年5月29日(金)

④ 開示方法

オンラインストレージ（どこでもキャビネット）を利用し、参加事業者に一斉開示する。

(5) 公募手続き等に関する質問（1回目）

参加事業者が本公募手続きへの理解を深めるため、本公募手続きにおける手続き面（「選定基準書」、「個別対話実施要領」及び「様式集」を含む。）について、本要領の記載内容の疑問点・解釈等に関する質問を受け付ける。本公募手続きにおける手続き面についての本要領の記載内容の疑問点・解釈等に関する質問がある参加事業者は、以下のとおり公募手続等に関する質問票（様式第7号）を提出すること。

なお、提出の有無に関わらず、企画提案書の提出は可能であり、未提出をもって審査上、不利になることはない。また、質問に対する回答は、本要領の一部として取り扱う。

① 提出方法

ア 公募手続等に関する質問票（様式第7号）に必要事項を記載の上、事務局あて電子メールにてファイル添付により提出すること。

イ 件名を「甲賀市地域情報基盤（施設等）民間移行事業 1回目質問」とすること。

② 提出期間

令和8年2月2日(月)から令和8年2月16日(月)まで

③ 回答日

令和8年2月26日(木)

④ 回答方法

電子メールで参加事業者に一斉回答する。

(6) 個別対話

参加事業者から、より的確な提案を求めるとともに適切な契約条件とするための対話（以下「個別対話」という。）を実施する。この個別対話は、本市及び参加事業者が十分な意思疎通を図ることによって、参加事業者が、本事業の趣旨並びに「事業仕様書（案）」、「甲賀市地域情報基盤（施設等）民間移行事業に関するモニタリング計画書（案）（以下「モニタリング計画書（案）」という。）」、「基本協定書（案）」、「地域情報基盤施設譲渡仮契約書（案）」、「株式譲渡仮契約書（案）」、「個別契約書（案）」及び開示資料の意図を理解することを目的とする。また、個別対話の詳細は、「個別対話実施要領」を参照すること。

なお、参加の有無に関わらず、企画提案書の提出は可能であり、不参加をもって審査上、不利になることはない。また、対話事項に対する回答は、本要領の一部として取り扱う。

※ 対話実施日時：令和8年4月7日(火)から令和8年4月16日(木)までにおいて、本市が指定する日時

(7) 公募手続き等に関する質問（2回目）

参加事業者からより的確な提案を求めるとともに適切な契約条件とするため、本公募手続き全般に関する質問を受け付ける。質問がある参加事業者は、以下のとおり公募手続き等に関する質問票（様式第7号）を提出すること。

なお、提出の有無に関わらず、企画提案書の提出は可能であり、未提出をもって審査上、不利になることはない。また、質問に対する回答は、本要領の一部として取り扱う。

① 提出方法

ア 公募手続き等に関する質問票（様式第7号）に必要事項を記載の上、事務局あて電子メールにてファイル添付により提出すること。

イ 件名を「甲賀市地域情報基盤（施設等）民間移行事業 2回目質問」とすること。

② 提出期間

令和8年4月22日(水)から令和8年5月19日(火)まで

③ 回答日

令和8年6月1日(月)

④ 回答方法

電子メールで参加事業者に一斉回答する。

(8) 企画提案

① 事業仕様・提案事項

本事業の事業仕様及び提案を求める事項（以下「提案事項」という。）は、「事業仕様書（案）」のとおりとする。

提案事項に対する参加事業者からの提案内容については、企画提案書としてまとめるここと。

② モニタリング内容

本市は、本事業に係る管理運営について、適宜、実施状況の確認を行う。詳細については、「モニタリング計画書（案）」を参照すること。

③ 企画提案書の作成方法

ア 一般的な事項

(ア) 企画提案書の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用すること。

(イ) 関係法令等を遵守し、かつ、本要領に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で企画提案書を作成すること。

(ウ) 必要に応じて才に記載したもの以外の書類の提示を求める場合がある。

(エ) 企画提案書については、表紙及び目次を除いて全体を通じて頁数を付すこと。

(オ) 企画提案書については、分かり易さ、見易さに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を使用すること。

(カ) 表紙及び目次を除き、フォントサイズ10.5pt以上とすること。

(キ) 企画提案書及びファイルには、参加事業者名が特定できるような記載はしないこと。

イ 用紙サイズ

(ア) 「様式集」に記載する規格に応じた用紙サイズとすること。

(イ) A4判用紙でない資料については、A4サイズに折り込んでA4判縦型ファイルに綴じること。

(ウ) 第12号の10にて指定する開示資料02-01-08「株あいコムこうかの将来収支シミュレーション（将来の設備更新計画を含む）」に関する書類は

A3サイズで印刷し、折り込んで綴じること。

ウ 印刷方法

- (ア)企画提案書は両面印刷とすること。
- (イ)カラー印刷も可とする。

エ 綴込方法

A4判縦型のフラットファイルに、左綴じで綴じること。

オ 提出書類

- (ア)企画提案書として、以下の書類を提出すること。
- (イ)副本は、複写でも可とする。

名称	区分	様式	部数		電子データ
			正	副	
企画提案書	必須	第12号	1	13	Word
事業全般の実施方針について	必須	第12号の1	1	13	Word
事業推進体制(組織体制)について	必須	第12号の2	1	13	Word
現行プランに優位する新プランについて	任意	第12号の3	1	13	Word
新規サービスについて	任意	第12号の4	1	13	Word
民間ノウハウを活かしたカスタマーウィンドウについて	任意	第12号の5	1	13	Word
有事の対応体制の強化について	任意	第12号の6	1	13	Word
チャンネルを活かした情報発信強化	任意	第12号の7	1	13	Word
地域情報基盤施設を活かした地域振興及び地域課題の解決の提案について	必須	第12号の8	1	13	Word
民間ノウハウを活かした維持管理及び更新手法又は体制について	任意	第12号の9	1	13	Word

20年間のあいコムこうか将来収支シミュレーションについて	必須	第12号の10にて指定する開示資料02-01-08「(株)あいコムこうかの将来収支シミュレーション(将来の設備更新計画を含む)」	1	13	Excel
株式買取価格提案書	必須	第12号の11	1	13	Word

カ 電子データ

- (ア)企画提案書は米マイクロソフト社のWord又はExcelで作成すること。
- (イ)Word又はExcelを保存したCD-R又はDVD-Rを企画提案書と合わせて1枚提出すること。

④ 提出方法

事務局あて簡易書留又は持参により提出すること。なお、郵便事故等については民間電気通信事業者のリスク負担とし、到達しなかったことによる異議申し立てはできない。

⑤ 提出期間

令和8年6月1日(月)から令和8年6月30日(火)午後5時まで(期間内に提出すること)

⑥ 個別現地視察

企画提案書作成のために、土日祝日を除く、令和8年2月26日(木)から令和8年3月11日(水)までの期間で1者あたり最大1回、また、令和8年6月1日(月)から令和8年6月26日(金)までの期間で1者あたり最大2回まで、参加事業者が必要に応じて、事務局及びあいコムこうか立会いの下、個別に現地を視察できるようにする。個別現地視察を希望する参加事業者は、視察希望日の原則7日前までに個別現地視察申込書(様式第8号)を事務局あて電子メールにてファイル添付により提出すること。

⑦ 提案の辞退

ア 辞退方法

資格確認書類を提出後に辞退する場合は、辞退届(様式13号)を提出しなければならない。

イ 提出期間

令和8年6月30日(火)午後5時まで(期間内に提出すること)

ウ 提出方法

事務局あて簡易書留又は持参により提出すること。

(9) プレゼンテーション・ヒアリング

① 開催日時・場所

ア 日時：令和8年8月19日(水)及び令和8年8月20日(木)において、本市が指定する日時

イ 場所：甲賀市役所別館 別館会議室101
(滋賀県甲賀市水口町水口6053番地)

※日時・場所等の詳細は、事務局から7月下旬頃に書面にて通知する。

② 実施内容

ア 説明時間： 40分

イ 質疑応答： 50分

※パソコンの設置準備時間は、上記の時間から除く（5分程度の想定）。

※質疑応答の時間が延長になる場合がある。

③ 出席者

参加可能人数は、1者あたり5名までとする。

※提案にあたっての参加事業者の責任者は出席すること。

④ 実施の順番

プレゼンテーションの実施順番については、企画提案書を受け付けた順番とする。

⑤ 使用機材

プレゼンテーション時に使用する機材は次のとおりとする。

項目	準備者	規格
スクリーン	本市	1620×1220mm
プロジェクター	本市	EB-1795F
ケーブル	本市	HDMI
パソコン	参加事業者	—

⑥ 資料の追加配布

プレゼンテーション時に追加資料などを配布することは禁止する。

⑦ 注意事項

ア 参加事業者は指定された時間に到着後、事務局の指示があるまで別室で待機すること。

イ 自らのプレゼンテーション終了後は速やかに退室すること。

ウ 自然災害等による開催の延期については、本市と選定委員会により、協議

し延期の決定をする。延期の場合、日時の詳細は別途通知するものとする。

(8) 失格事由

正当な理由なくプレゼンテーションの遅刻、欠席をしたときは、失格とする。

(10) 選定結果

① 選定結果の通知

- ア 令和8年9月10日(木)に全ての参加事業者に選定結果通知書（様式第14号）を書面にて通知する。
- イ 最優秀候補者以外の者は、選定結果の通知を受け取った日から7日以内に、事務局に対して審査結果に対する説明を求めることができる。希望する参加事業者は、選定結果説明依頼書（様式第15号）を事務局あて電子メールにてファイル添付により提出すること。

② 選定結果の公表

最優秀候補者を選定したときは、その結果を本市ホームページで公表する。

4 契約手続き

(1) 基本協定書

本市は、最優秀候補者が提出した企画提案書の内容に基づき協議の上、本事業（下記の個別契約含む）の基本的な合意事項等について定めた基本協定を最優秀候補者及びあいコムこうかと締結する。これにより、最優秀候補者は譲渡先事業者となる。ただし、本公司手続きの性質上、基本協定の締結にあたり企画提案内容をもって締結するとは限らないことに留意すること。

基本協定の詳細は、「基本協定書（案）」を参照すること。

なお、本市が最優秀候補者と基本協定を締結するに至らなかった場合、原則として、本市は次点交渉権者と協議し、基本協定を締結する。

(2) 株式譲渡契約書

本市は、基本協定書及び譲渡先事業者が提出した企画提案書の内容に基づき協議の上、改めて見積書の提出を求め、企画提案書に記載する金額を下限として、あいコムこうか株式の譲渡条件等について定めた株式譲渡契約書を譲渡先事業者と締結する。

なお、合意した最終条件について地方自治法第96条に基づく議会の議決を要する場合は仮契約とし、議会議決後に本契約とする。また、あいコムこうか取締役会による事前承認を要する。

株式譲渡契約の詳細は、「株式譲渡仮契約書（案）」を参照すること。

(3) 地域情報基盤施設譲渡契約書

本市は、基本協定書及び譲渡先事業者が提出した企画提案書の内容に基づき、譲渡先事業者及びあいコムこうかと協議の上、地域情報基盤施設の譲渡条件等について定めた地域情報基盤施設譲渡契約書をあいコムこうかと締結する。

なお、合意した最終条件について地方自治法第96条に基づく議会の議決を要する場合は仮契約とし、議会議決後に本契約とする。また、あいコムこうか取締役会による事前承認を要する。

地域情報基盤施設譲渡契約の詳細は、「地域情報基盤施設譲渡仮契約書（案）」を参照すること。

(4) 個別契約書

本市は、譲渡先事業者及びあいコムこうかと協議の上、業務委託又は地域情報基盤施設の行政利用分等の委託料等について定めた下記に示す個別契約をあいコムこうか

と年度ごとに締結する。ただし、本市と締結する各年度の個別契約の効力は、年度ごとに本市の契約承認手続きが適法に完了した場合にのみ生ずる。

各個別契約の詳細は、「個別契約書（案）」及び「事業仕様書（案）」を参照すること。

個別契約の名称	契約種別	備考
甲賀市による地域情報基盤施設の利用契約（仮称）	新規契約	行政利用分
屋外拡声器、危険個所監視カメラの管理業務委託契約（仮称）	既存契約	
地域情報サービス運営業務委託契約	既存契約	
議会放送業務委託契約	既存契約	
市政広報テレビ番組制作・放送業務委託契約	既存契約	

5 その他

(1) 注意事項

- ① 本公募手続きの関連情報を入手するための照会窓口は、本市とする。
- ② 本公募手続きにおいて使用する言語、単位及び通貨は、日本語、メートル法及び日本国通貨とする。
- ③ 資格確認書類及び企画提案書（以下「提出書類」という。）の作成及び提出並びにプレゼンテーションの参加に要する費用は、提出書類の作成者（以下「書類作成者」という。）の負担とする。
- ④ 提出書類は返却しない。
- ⑤ 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- ⑥ 提出書類は、書類作成者に無断で審査目的以外に使用しない。
- ⑦ 提出書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- ⑧ 提出書類に含まれる著作物の著作権は、書類作成者に帰属する。
- ⑨ 本市は、書類作成者から提出された提出書類について、甲賀市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。なお、最優秀候補者決定前において、最優秀候補者の決定に影響がでる恐れがある情報については最優秀候補者決定後の開示とする。
- ⑩ 提出書類に含まれる第三者の著作物の公表・展示等の使用に関しては、全て書類作成者が当該第三者の承諾を得ておくこと。
- ⑪ 本公募手続きに関して、参加事業者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- ⑫ 本公募手続きにおいて知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本公募手続きの目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。また、本公募手続きに繋りがなくなった時点で、本市から入手した資料及び知り得た情報については、適切に廃棄すること。なお、本号の違反に対しては、損害賠償請求をする場合がある。
- ⑬ 本公募手続きの公告の日から審査結果の通知の日までの期間中、選定委員及びあいコムこうかに対し本事業に関する接触を禁止する。また、本市に対しても、本公募手続きにおいて定められた接触機会以外に、本事業に関する接触を禁止する。
- ⑭ 審査結果の通知の日以後、選定委員から本公募手続きで使用した提出書類は回収する。

(2) 失格事由

以下の事由のいずれかに該当するときは、失格とする。

- ① 提出期限までに企画提案書が提出されなかったとき、又は辞退届（様式第13号）の提出があったとき。
- ② 企画提案書の内容が、本要領に定められた条件を満たしていないと認められるとき。
- ③ 企画提案書の記載内容に著しい不備があるとき、又は不正若しくは虚偽の記載があると認められるとき。
- ④ 正当な理由なく、プレゼンテーションの遅刻、欠席をしたとき。
- ⑤ 「選定基準書」において定める品質点が6割に満たないとき、又は失格要件に該当するとき。
- ⑥ 本公募手続きの公告の日から審査結果の通知の日までの期間中、選定委員及びあいコムこうかへの本事業に関する接触や他の参加事業者との謀議などにより、審査及び審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正若しくは悪質な行為を行ったとき。
- ⑦ 応募要件を満たさなくなったとき。
- ⑧ 提案にあたり著しく信義に反する行為があったと選定委員会が認めたとき。

(3) 事務局・問合せ先

事務局： 甲賀市役所 総合政策部 情報政策課 地域情報基盤管理室
(滋賀県甲賀市水口町水口6053番地)

電話番号： 0748-69-2112

メールアドレス： koka_kiban@city.koka.lg.jp

対応時間： 平日午前9時から午後5時まで

－以上－